

「東京ウォーカー」事件

【事件の概要】

本件商標に対する4条1項15号に基づく無効審判が棄却されたため、その取り消しを求めて審決取消訴訟が提起された事案である。

<本件商標>

商標：「girls walker / ガールズウォーカー」(第4539127号)

指定商品：第16類「印刷物」他

<引用商標>

「東京ウォーカー / Tokyo Walker」等、多数の「~Walker」

【事件の表示、出典】

H21.4.8 知財高裁 平成20年(行ケ)第10361号事件
知的財産裁判例集HP

【参照条文】

商標法第4条第1項第15号

【キーワード】

出所の混同

1. 事実関係

被告は、指定商品を第16類「印刷物」等とする登録第4539127号商標「girls walker / ガールズウォーカー」(平成12年11月22日出願、平成13年11月26日登録査定、平成14年1月25日設定登録。)の商標権者である。

原告は、平成19年1月25日、「本件商標の登録を、指定商品中、第16類『印刷物』について無効とする。」との審判請求をした。

特許庁は、同請求を無効2007-890006号事件として審理し、平成20年8月27日に「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、同年9月6日、その謄本は原告に送達された。

審決の判断は「本件商標は、原告の使用している各商標と類似するものではなく、非類似であると認められ、他に両商標間には誤認、混同を生じさせる事由は見出し得ないから、本件商標と原告使用商標とが、その構成中『ウォーカー / Walker』の文字を共通にしているとしても、本件商標に接する需要者・取引者は、これより原告使用商標を連想、

想起したり、その商品が原告又は原告と組織的、経済的に何らかの関係を有する者の業務に係るものであるかの如く、その商品の出所について混同を生ずるおそれはないものと判断するのが相当である。してみれば、本件商標は、商標法4条1項15号に違反して登録されたものではない。」との趣旨である。

2. 争点

「情報を示す語」と「ウォーカー/Walker」の語を末尾に含む「ウォーカー/Walker」という構成のという構成からなる商標が使用された出版物は、同一の出所から発行されているものとの出所の混同が生ずるか

3. 裁判所の判断

(1) 原告使用の商標等について

「都市名又は地域名+ウォーカー/Walker」

「東京ウォーカー/TokyoWalker」_ㄎ「関西ウォーカー/KansaiWalker」_ㄎ「東海ウォーカー/TokaiWalker」_ㄎ「九州ウォーカー/KyushuWalker」及び「横浜ウォーカー/YOKOHAMAWalker」については、各対象とする地域及びその周辺地域で多数の販売部数を得てきたこと、また、これらの「都市名又は地域名+ウォーカー/Walker」との雑誌については、原告又はその関連する会社が発行する、各対象地域のイベント、レジャー、映画、音楽、スポーツ等の情報を掲載する同種の雑誌として、統一した名称の下での合同の販売促進活動や各雑誌内で他の「都市名又は地域名+ウォーカー/Walker」の存在について言及されるなどしており、本件商標の出願時である平成12年11月及び登録査定時である平成13年11月の時点において、「東京ウォーカー/TokyoWalker」を始めとする「都市名又は地域名+ウォーカー/Walker」との都市情報誌は、原告又はその関連する会社が発行する定期刊行雑誌として、全国で周知著名となっていたと認められる。

「+ウォーカー/Walker」との名称一般

原告は、平成6年12月にゲーム情報を掲載した月刊情報誌「ゲームウォーカー/GameWalker」_ㄎ、平成7年6月から平成8年10月まで、生活情報月刊誌「マンスリーウォーカー/MONTHLYWALKER」_ㄎ、平成8年11月から平成12年9月まで男性向け隔週刊誌「メンズウォーカー/MENSWALKER(又はMW)」_ㄎ、平成9年1月から平成11年2月まで海外旅行情報誌「ワールドウォーカー/WorldWalker」_ㄎを発行し、これらの平均発行部数も別紙「ゲームウォーカー等平均発行部数」のとおり、10万部や20万部を超えるときもあったが、それぞれの雑誌は、情報の内容や想定された対象読者層等はそれぞれ異なるものであって、たとえ広義の意味では各種情報について記載する雑誌であるにしても、必ずしも統一的に理解されるものではなく、また、定期刊行された期間も比較的短いものもあり、原告又はその関連会社がこれらの雑誌を発行して

いたことをもって、本件商標の出願時である平成12年11月及び登録査定時である平成13年11月の時点において、「 +ウォーカー/Walker」との名称一般につき、取引者又は需要者が原告又はその関連する会社が発行する雑誌等に付される商標と考える状況にあったとは認め難い。

(2) 被告等の商標の使用等について

被告が運営する「ガールズウォーカー/girlswalker.com」,「ファッションウォーカー/fashionwalker.com」等のサイトにつき、多数の閲覧が行われているが、その取引者及び需要者において、原告又はその関連会社が関係しているとの誤解が生じているとの事実は認められない(少なくとも、そのような事実を認めるに足りる証拠は存在しない。)

(3) 第三者による商標の出願、使用等について

セイコー株式会社を権利者とする「FUNWALKER」(登録第4976248号、平成17年9月2日出願、平成18年7月14日登録査定、同年8月4日登録。指定商品：第9類電子出版物等)ほかの第三者による「 +ウォーカー」又は「 +Walker(WALKER)」からなる35件の登録商標が存在し、又は存在した。

平成19年3月時点において、原告とは関係なく発行された、題名を「 +ウォーカー(WALKER)」とする書籍等として、「スピリチュアル・ウォーカー」,「キャット・ウォーカー(コミック)」,「青春ウォーカー(コミック)」,「ミステリーウォーカー - デートコース心霊不思議スポットガイド首都圏版」,「泥沼ウォーカー」,「パピーウォーカー - 盲導犬のたまごとくらす幸せ」,「ナチュラル・ウォーカー長崎県九州自然歩道ガイド」,「ドリーム・ウォーカーRIONA(コミック)」,「DARK WALKER - 闇を歩く者」,「TOKYO LONELY WALKER - 自称・東京通たちに贈る『真のトレンドィ』ガイド」,「スリープ・ウォーカー」,「パラダイス・ウォーカー」,「スペース・ウォーカー」及び「フォトウォーカー(秋号)」が流通しており、現時点においてもほぼ同様の状況にあることがうかがわれる。

以上の事実によれば、現時点においても、原告又はその関連会社以外の会社等を権利者とし、指定商品を印刷物や電子出版物等とする多数の「 +ウォーカー(walker/Walker/WALKER)」とする商標登録が存在し、また、原告又はその関連会社以外が発行する「 +ウォーカー(WALKER)」とする書籍等が流通しており、本件商標の出願時である平成12年11月及び登録査定時である平成13年11月の時点においても、印刷物や電子出版物の取引者又は需要者において、「 +ウォーカー(walker/Walker/WALKER)」との名称が、原告又はその関連会社の発行する出版物等に付される商標と考えることがあったとは認め難い。

(4) 本件商標と原告が使用する商標との類否について

本件商標と、「東京ウォーカー / Tokyo Walker」、「関西ウォーカー / Kansai Walker」などの「都市名又は地域名 + ウォーカー / Walker」とは、外観、称呼及び観念において、非類似のものといえることができる。

(5) 出所混同のおそれについて

「東京ウォーカー / Tokyo Walker」等の「都市名又は地域名 + ウォーカー / Walker」は、イベント、レジャー、映画、音楽等の対象地域における情報を掲載する、原告又はその関連会社が発行する都市又は地域情報誌に付されるものであるのに対し、被告も、携帯電話向け等のサイトにおいて、ファッション、流行、芸能等の情報を提供し、同サイトと関連して、メールマガジンを配信し、ファッション関係のウェブマガジンを発行するなどしており、その顧客である需要者に共通する部分があること、本件商標は、その指定商品中に「印刷物」を有することが認められるが、一方、原告又はその関連会社が発行する雑誌の名称として取引者及び需要者に周知性を有する「東京ウォーカー / Tokyo Walker」を始めとする「都市名又は地域名 + ウォーカー / Walker」と本件商標とは、外観、称呼及び観念に類似していないこと、被告が運営する「ガールズウォーカー / girlswalker.com」、「ファッションウォーカー / fashionwalker.com」等のサイトについては、多数の閲覧が行われているが、その取引者及び需要者において、原告又はその関連会社が関係しているとの誤解が生じているとの事実は認められず、本件登録商標を「印刷物」に使用するとき、その取引者及び需要者において、この商品が原告と緊密な関係にある営業主の業務に係る商品と広義の混同を生ずるおそれがあるといえることはできない。

したがって、本件商標は、商標法4条1項15号に違反して登録されたものとは認められない。

4. 検討

本件においては、原告以外の第三者が発行する「 + ウォーカー (WALKER)」とする書籍等が流通しており、「 + ウォーカー (WALKER)」の識別力が希釈化していたことが考慮されている。

そもそも商標の一部の語句が変化して使用されることを想定した商標は、米国では「ファントムマーク」と呼ばれ、保護対象が特定されないため拒絶される扱いとなっている。やはり、「情報を示す語」と「ウォーカー / Walker」の結合という抽象的概念を保護することは相当に困難であり、少なくとも第三者による「 + ウォーカー (WALKER)」の使用に対しては、その都度早期に対応しておくことが必要であったと思われる。

弁理士 土生 真之